

「ながら運転」の罰則が 厳しくなっています！



「ながら運転」とは、運転をしているときに携帯電話を使って電話をしたり、携帯の画面を見続けることです。そして、この「ながら運転」によって起こる交通事故がだんだん増えてきています。

そこで、2019年12月1日から道路交通法の一部が変わって、「ながら運転」をした人への罰則が厳しくなりました。

運転をしているときに携帯電話を使った（通話した・画像を見続けた）場合

変わる前

罰則	5万円以下の罰金
反則金	大型車 7,000円
	普通車 6,000円
	二輪車 6,000円
	原付車 5,000円
点数	1点

罰則	6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金
反則金	25,000円
	18,000円
	15,000円
	12,000円
点数	3点

変わった後

運転をしているときに携帯電話を使ったことで、周りに危険を及ぼした場合

変わる前

罰則	3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
反則金	大型車 12,000円
	普通車 9,000円
	二輪車 7,000円
	原付車 6,000円
点数	2点

罰則	1年以下の懲役または30万円以下の罰金
反則金	すぐに罰則になる (反則金の枠はなくなり、 全てが罰則の対象になります)
点数	6点 (免許停止)

変わった後



スマートフォンなどの携帯電話を使う時は、
必ず安全な場所に車を停めてから使いましょう！